

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第13回

【日時】2014年7月23日 19:00～21:00

【場所】野々市市役所201会議室

【参加者】

委員14名：池田、亥野、大森、絹川、小竹、小堀、小松、中村、新美、林、藤田、村井、  
山岸、吉岡（五十音順、敬称略）

市職員ワーキンググループ2名：水野、石田

ファシリテーター：森山奈美

アドバイザー：神谷浩夫

事務局5名：金場、栗山、中谷、舟崎、北

【欠席者】大島、谷内

## 1. 開会

栗山：定刻になりましたので、第13回野々市市まちづくり基本条例策定委員会を始めます。

今回は、今までの会議で議会について勉強会が必要という意見が出ていたので、議会事務局からお話をお聞きします。最初に、森山さんから前回会議の振り返りを行って頂きます。

## 2. 第12回会議の振り返り

森山：皆さんこんばんは。本日も前回会議の振り返りを行います。骨子案を市長に提言するということでしたが、現在の進行状況は、条文の細かい部分の検討に入り、骨子よりも先まで進んでいます。前回は条文の検討をせずに、一度原点に戻って、条例を何のために作っているのかをイメージしてビジョンゲームを行い、まちづくり基本条例ができたらかうなるということと、こうだったらいい私たちの野々市という2種類のポエムを作りました。まち全体で目指すビジョンと、この条例を通してどうしたいかの両方をまとめました。さらに、まちづくり基本条例づくりにおける指針として、今までの議論から合意をとれたものを確認のために書き出しました。その中には、野々市を好きになってほしいということがありました。以前から意見があがっている野々市らしさの部分は、前文に入る部分です。読めば野々市らしいとわかる条例、別の言い方をすると若さのある条例にしたいという意見がありました。ワーキンググループから提示された最初の条例案が、読んでいてもわかりにくい、市民の言葉で皆に伝わる条例になっていないという意見をもとに、現在検討中です。わかりやすい条例にしたいというのが委員の皆さんの思いです。わかりやすさの中にはシンプルで読んでみたい条例という意見が出ました。これらの中で抜けている視点がないでしょうか。これらの指針を模造紙にして貼っておくので、外れないようにチェ

ックしながら条例づくりを進めましょう。前回会議では、条例案の誤字は修正して、補足説明があればすることになっています。前文の案として示された3つの案を材料にして皆さんに議論を進めてもらいたいです。委員の皆さんには今までの議論と、ワーキンググループからの条例案の考え方が一致するか精査して、意見を出して下さいと宿題を出しました。今までに3人分の意見が届いていますが、今日までに意見を出した方は1番、出そうと思っていたが間に合わなかった人は2番、皆さんにお任せしますという人は3番の札を挙げて下さい。今日意見を書いてきた人もいらっしゃるようですね。今日は議会についての勉強会も行うので、それをふまえて、結論はまだ出さなくて良いので、今後議論すること、積み残し課題を整理したいのです。既に出された持ち越し議題は、国際的な連携、国や県や他市町村との連携についてです。前文に関することと、3人の方から出していただいた意見も共有します。意見が出なかった人も、人の話を聞いて思いつけば意見を出しましょう。ここまでで何か抜けている話はないでしょうか。ないようですので、議会事務局からお話を伺いたいと思います。

### 3. 議会事務局から議会についての説明

金場：議会について議会事務局高見さんからお話をさせていただきます。よろしくお願いします。

高見：皆さんこんばんは。改めまして議会事務局長の高見と申します。よろしくお願いします。

森山：今までの会議で、議会についてわからないという意見が出ましたが、何が分からないのかを委員の皆さんに聞いてから説明していただくと、ポイントが分かりやすいと思います。

中村：議会は市民から選ばれた議員で構成されますが、市民の意見を聞いて何かをするのでしょうか。市長だと市長が決裁をして何かをするというのが見えますが、議会は議員一人一人がいてどんな仕事をしているのかがわかりません。

森山：議員一人一人の仕事でしょうか。議会としてまとまってする仕事のことでしょうか。

中村：私のイメージでは議員が集まって議会になっているイメージですが、議会として何かをするのでしょうか。議会と市長の仕事との違いは何でしょうか。

森山：他にわからないことがある方はいらっしゃいますか。

林：議会の活動内容に関して、市民にアピールしていることはありますか。議会の広報誌が初めて出されましたが、今まで広報をしていなかったように思います。

小堀：議員は立候補したときに、公約をしますよね。例えば、議員個人として何かを提案をしたときに、国会を見ると委員会制度など色々な中で検討されて却下される場合もあります。個人がグループを作り、意思決定をして議会で過半数を得ると、市長とのせめぎあいになり、意思決定を市長がするのか議会がするのかわかりません。一言で言うと、議員の意思決定の方法が分かりません。

森山：当選した際の公約をどう実現しているのかということでしょうか。

小堀：議会を通すまでもないようなことでも、議会にお願いして協力してもらいたいことがあったら、どこまで協力してもらえるのでしょうか。

小松：委員会が視察に行つて、議会としてどのような成果を上げているかが知りたいです。

森山：議会の役割の話から解説いただけますでしょうか。

高見：先ほどの4名の方からいただいた意見について、説明していくうちに答えが出ると思いますので、野々市市議会の概要という資料から説明をいたします。それではまず3ページを見て下さい。議員定数は条例定数16名、議員数が16名ですが、野々市町議会議員の定数を定める条例、現在は野々市市議会議員定数を定める条例で定められています。②組織は、野々市市委員会条例によって定められており、議会の中に、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。さらに常任委員会には、総務常任委員会、健康福祉常任委員会、産業建設常任委員会、教育文化常任委員会の4つの委員会があり、委員会条例により定数も各8名と決まっています。5ページの(3)常任委員会①を見ると、委員会の仕事が出ています。総務常任委員会は、定数8名、現在数8名で、所管事項は、総務部、市民生活部、会計課及び監査委員の所管に属する事項となっています。市民生活部市民協働課で仕事をする皆さんはここに所管しているので、ものごとの決定は、すべて総務常任委員会という委員会の中で協議・審査されます。他には、健康福祉常任委員会があり、健康福祉部の所管に属する事項があります。福祉とは生まれてから死ぬまでの幸せということだそうです。それが健康であるようにする仕事を専門的に協議し、審査するのが健康福祉常任委員会です。産業建設常任委員会は、定数が8名で現在数が7名です。教育文化常任委員会も定数8名で現在数が7名です。議員が16名で、各常任委員会の定数が8名で、32も所管事項がある理由は、平成18年の自治法改正で、1人の議員が2つの委員会に所属できることになり、野々市でも複数所属が可能になりました。議員にとってスケジュールを調整しながら2つの委員会に所属することは大変ですが、石川県の中でも野々市はいち早くこの方法を取り入れました。全国的にもまだ複数所属を取り入れている自治体は少ないです。一度、3ページの②に戻ると、議会には、常任委員会の他に、議会運営委員会、特別委員会があります。特別委員会は予算に特化して審査する予算特別委員会と、決算特別委員会の2つがあります。特に3月に行われる予算特別委員会は、市の1年間の予算全てを審議するので、会議の時間と会議を行うまでの執行部の準備の時間を使います。執行部は答弁をするために準備し、実際に答えるのは市長です。議会は審査をして、予算が正しく使われているのかを審査するのが仕事です。こちらはまた後ほど詳しく説明します。次に、③党派については、公明党が1名、日本共産党が1名、無所属14名で合計16名です。14ページの議員名簿をご覧下さい。表の一番右側を見ると、公明党、共産党、

その他のほとんどの議員が無所属です。政党の下の（）は会派です。15ページの一冊下に会派が書いてありますが、五鈴が5名、フォーラム・エヌが3名、椿が3名、新風が2名、公明が1名です。公明という会派なので、会派として書いてありますが、日本共産党の場合、会派はないのでここには載っていません。4ページ（2）本会議①開催の状況をご覧ください。野々市市議会の定例会条例により本会議は年間4回開かれると決まっています。定例会の会期を決める規則もあり、3月、6月、9月、12月に開くと決められています。第1回定例会で3月は22日間、第2回は6月の19日間、第3回は9月の23日間、第4回は12月の17日間で合計81日間議員は議会に出席しなければなりません。次に5ページの（3）常任委員会をご覧ください。各常任委員会は、本会議とは別に開かれています。②任期については、委員会条例の規定により4年となっていますが、慣例によって2年ごとに委員会を交代しています。専門分野を勉強し審議をするために委員会がありますが、1つの委員会にばかりいると偏るので、委員会の所属を変えることで色々なことを勉強します。③開催日数は、本会議の会期中は各委員会が4回ずつ計16回開催されますが、本会議閉会中は、合計で32回開かれます。これだけの委員会に議員は出席しなければなりません。次に、（4）議会運営委員会は議会がスムーズに進行するために、問題点を解決した上で本会議に臨みます。本会議は全て完成された形になっていて、これまでに議会運営委員会、議会常任委員会で色々な協議がされています。議会運営委員会は1年間で22日間開催されます。本会議で81日、常任委員会で32日、議会運営委員会で22日と、全部で130日あまり議員は議会に出席します。そうすると1年で3割は議会に出席していることになります。その他は、議員の視察、会派が視察を行う場合があります。生業を持って議会活動を行うことは大変な労力が必要です。皆さんの中から議員になろうとする人が出た場合、本業を持ちながら議会活動に出席することになると、会社員ならば会社を休む必要があります。しかし実際にこれだけの日数を休める会社があるかという点で難しいので、理解していただきたいです。それでは6ページの（6）議員報酬を見ると、以前までは326,000円でしたが、平成25年4月1日に改定し、346,000円になりました。②期末手当として、6月と12月に支給するものですが、合計で2.95ヶ月というものがあります。議員は手当の支給は自治法上できないので、ここから所得税、年金や国民健康保険をひくと200,000円あまりになるかと思います。これが現実ですので、数字としてお伝えしておきます。次に7ページの（7）議会事務局をご覧ください。私たち議会事務局は4名おります。局長1名、庶務担当、調査担当で3名です。次に（9）議会運営の状況ですが、議会事務局が中心となって行うのが議会運営です。本会議の日程を決定すること、議案の配布、議案の取扱いのためにすることの決定、会議を実際に行うという段取りを決めて行くのが議会運営です。ここに①本会議1日目、②本会

議2日目、③委員会審議、④本会議3日目と会議順序があります。この順序だとたいしたことがないと思われるかもしれませんが、9月定例会は23日間の日数があります。初日は市長からの提案説明を聞く議会です。次の日からは議員が市に対して一般質問として市長の提案説明に対して問題点を指摘し疑問点を聞きます。一般質問の場合は、議員が1年間の議会活動の中で思っていること、地域から取り上げられた問題点について質問ができる日になっています。議員は質疑通告書を提出しなければ質問できません。翌日に議会運営委員会を開いて一般質問の順番をくじ引きで決めます。一般質問は8名いれば2日間行いますが、一般質問をする議員が4名しかいない場合は1日で終わります。一般質問の質疑通告書が出ると、執行部がそれを受けて答弁を考えます。一般質問に対してその場で答えるというのは的確な答えができないので、一般質問をするために市長ヒアリング3日かけて行います。8日目、9日目の一般質問が終わると、一般質問2日目には、予算特別委員会、決算特別委員会を設置するという議題をあげて、はじめて特別委員会が出来上がります。それ以降、約1週間は各常任委員会、特別委員会を審議します。委員会ごとに、この議案に対して賛成するかどうかの可否を委員会として決め、最終日に委員長が報告します。報告を聞いて、各議員が議案に賛成するか反対するかを最終的に判断するために23日間という長い期間をとっています。それが9月定例会です。3月定例会は予算に大変な時間を割きます。これが定例会の流れ、議会の流れです。詳細については資料を読んで下さい。質問に関する答えになると思いますが、市長の下の執行部は5部23課あります。総務部であれば5つ、市民生活部などそれぞれの課でそれぞれの予算、事業計画をたてて、全体計画として市長にあげ、市長は議会に提案し、提案された議会は審査をします。審査するための委員会もあり、委員会で質問をします。そして、最終的に議会で議決をします。議決をしないものを市長は動かすことができません。事業を行うための立案計画、予算の執行は市長の仕事です。その仕事に対して議決をしない限りは執行できません。議決をするのが議会です。議会と市長は対極にあり、なれ合いになってはいけなく、互いに監視機能を持つことが自治法にも書かれています。実際、議会運営は、執行部と足並みを揃えてやっていくことが重要です。九州の某市では、市長の独断で全てをやっていこうとして失敗したのは皆さんもご存知の通りだと思います。議会も大変苦勞されていたようです。他にも市長の独断で運営している自治体があり、大変苦勞されているようです。それに対して野々市は、議会運営は良好な状態だと思います。市役所は国の定めた法律に基づいて仕事をしますが、仕事は様々な手法で決めなければいけません。多くの人たちが不公平にならないよう、市長は様々な方法をとります。その様々な方法を決める場所が議会です。委員会は16名の議員が専門分野の委員会に分かれて様々な問題に対して討論しますが、自分たちの手で決めて行うことを地方自治と言います。地方自治を行うために選挙という方

法で住民の代表者を選びます。その人に物事を決めることを任せます。任せた議員には、重い責任があります。責任を果たすために議会と議員には大きな権限が与えられています。任せた人たちにも決められたことを守る義務があります。これが義務と権利です。市役所は市に住む全ての住民が幸せに安心して住むための仕事を行うので、住民の幸せのために、地域に住む人たちから意見やアイデアもらうのが議員の仕事です。市役所は限られた予算で、できるだけ多くの人の望みをかなえられるように、野々市住民の代表である議員と話し合いの場をもって決める場所が議会です。これが議会と市長の仕事の違いです。

次に、議会から市民へのアピールの仕方です。配布した「ののいちもよう」は新しく創刊した議会だよりです。今までは、広報の中に5ページ程度で議会の一般質問などを掲載していました。しかし議事録と同じで、全く議員の息づかいが聞こえず、議員自身が自分達で議会だよりを出していないのが、石川県内で野々市ともう1市だけだったので、昭和の末あたりから議会だよりを出すべきだという課題がありました。議会だよりを出す以上は議員が手をかける必要があります、先送りにされてきていたのが、遂にかなった形です。この議会だよりは議員が自分たちで写真を撮り、原稿を書き、校正も行って作っています。8月1日に2号が出ますが、議会としてアピールする方法の一つです。もう一つは、インターネットで議会の模様を本会議の1週間後にのせるようにしています。こういうことが市民へのアピールになると思います。本会議は是非傍聴していただきたいです。本来は、委員会の傍聴の方が理解しやすいのですが、先ほど言ったように本会議は最終的な姿で、シナリオ通りに動いています。ただ、本会議上で野次が飛んだり、様々な問題をよく目にしますが、想定外で起こるといふより、起こるべくして起こることもあります。

次に、議員が立候補した公約をどのようにして実現するのかについてですが、委員会活動の中で、議員は公約を実現していきます。ただし、会派があり、その中で1つの方向性を出さなくてははいけません。会派に5人いて、4人が賛成して1人が反対するわけにはいけないということもあります。ただ、それぞれの議員は地元の色んな意見を聞きながら実現しようと努力している人たちです。地域の議員に問いかけをしていただきたいし、公約が実現できていないならば、現状をお聞きすれば良いと思います。それが、地域の方達がその人を選んだ以上、責任がある部分だと思います。

委員会視察の成果については、野々市市議会の概要の資料の10ページ(12)各委員会県外行政視察の状況をご覧ください。委員会の県外視察、行政視察を行っています。これだけしか出ていないのは、各委員会が交代で行くことになっているからです。総務常任委員会と健康福祉常任委員会が視察に行った年は、産業建設常任委員会と教育文化常任委員会は視察に行きません。全部の議員が視察に行くのは、2つの委員会に所属している以上、大変な時間と経費もかかるため、交代にしています。それから議会運営委員会の

視察として、千葉県の松戸市、柏市、我孫子市、印西市とあります。千葉県の印西市は住み良さランキング全国1位の都市で、議会運営委員会の視察に行っておりますが、最初は断られました。しかし断られた日に印西市が野々市市に視察に来て、「私たちが野々市に視察したい日だったので断りました。」ということがありました。その後、野々市市から印西市へ視察に行き、色々な状況があることが見えてきました。その中で私たちが何かできるかと検討した結果、議会だより「ののいちもよう」を創刊しました。これは議会の視察の成果です。視察の項目は4つ程度あり、そのうち何が実現できるのかは分かりませんが、視察から得たものから一つ一つ成果を出していきます。先ほどの委員会の複数所属を野々市が先んじて行えたのも視察の成果です。

森山：ありがとうございました。今のお話を聞いて、質問のある方は1番、質問が思いつけない人は2番、質問がない人は3番の札を挙げて下さい。質問のある方はお願いします。

小堀：高見さんは市の職員でしょうか。

高見：私は市役所の職員ですが、所管としては、議会事務局は運営委員会に所属しています。他の野々市市職員のトップは市長ですが、私たち議会事務局のトップは議長です。

小堀：視察は交代で行くとのことでしたが、議員は任期中には必ず視察に行けるのでしょうか。

高見：基本的に視察は毎年有ります。昔は全部の委員会が1年に1回視察に行っていました。経費がかかり、議員が委員会の複数所属になってからは時間も難しいので、1年で2つの委員会の視察を行うことになりました。

小堀：2年目には視察に行けるということでしょうか。

高見：そういうことです。

森山：他に質問のある方はどうぞ。

林：3点質問があります。1つ目は、条例を変えないと通年議会や夜間や日曜に議会を開催できないのでしょうか。2つ目は、議会の本会議だけを傍聴できるとのことでしたが、それでは芝居のようなので、委員会の傍聴はできないのでしょうか。委員会の規則か何かで傍聴できないのか、委員長か議長の承認で委員会の傍聴ができると聞きました。3つ目は、市民の立場としては、印西市の人が野々市へ来たのなら、そこで、野々市の全議員がお話を聞けば良くて、わざわざ印西市へ行くこともないのではと思いました。

小松：視察として現地へ行く事でわかることもありますね。

高見：日曜議会は加賀市で実際に行っていますが、日曜に職員が出なくてはならなかったり、そこでお金の問題が発生してやりにくかったり、日曜議会を開催しても、意外と市民に傍聴に来てもらえないということがあるようです。2点目の委員会傍聴は、委員長の許可により傍聴できます。ただ、委員会が開催されると、執行部で席が埋まってしまい、あまり空席がないので、多くの方が一度に見るのは難しい場合もあります。

林：本会議の傍聴も、記者席を外すと傍聴できる人数は制限されますが、委員会だと傍聴できないほど人数が制限されるわけではないのですよね。委員会傍聴ができるように検討されたかどうかをお聞きしたいです。

高見：委員会傍聴については、実際に婦人団体や県議会の方が傍聴しに来たこともあります。一度問い合わせてみていただければと思います。印西市からの視察の話ですが、常任委員会の一部の方が来られただけです。受け入れは出来る限りしていますし、野々市に来た以上は、向こうのお話も聞きたいのですが、時間が限られます。私たちが多く質問してしまうと、向こうからの質問に答えることができなくなるので、なるべく向こうからの質問に多く答えるようにしています。また、視察で実際の現場の空気を見ることは、ただ話を聞くだけとは大きな違いがあると思います。

林：一般市民の感覚で言うと、お互いに視察に行くのが何年かずれていたならばわかるのですが、1週間しか違わないのに行くのはどうでしょうか。

高見：時期もあります。印西市が住み良さランキングで1位、野々市市が2位だったということ、周りの市町村が同じ規模で議会運営を行っているなど、地域に行くタイミングがちょうどそのときしかないのです。時期を見て視察に行く事はとても大事だと思います。

森山：議会基本条例について視察に行っていましたが、結果的に、議会基本条例は必要だと言う話になったのでしょうか。

高見：結論としては、今の野々市には議会基本条例は必要ないということになりました。自治法や議会の様々な条例規則があるのに、現時点でまだ使いきれておらず、やれることはいくつもあります。野々市は平成21年から10いくつかの議会活動を行っていますが、決して議会基本条例があるからやってきたわけではありません。議会基本条例を作ると、それにとらわれて身動きがとれなくなったり、議会基本条例を作ることが議会改革の目標になっている自治体が多くありますが、そうならないようにしようということもあります。

小松：私たちが今聞いたことを議会だよりで出してもらえれば良いのではないかと思います。印西市から視察が来たことや、野々市市から印西市に視察に行ったことが議会だよりで見られれば、お互い切磋琢磨で頑張っていることを市民にアピールできると思いました。議会だよりで答弁で何の意見に対して賛成で反対かが見られてすごいことだと思いました。

高見：ありがとうございます。次の8月1日号はさらにページ数を増やして12ページにしました。そこでは現在問題になっている議員定数と報酬について、議会運営委員会でこのような審議をしているということも載せました。結論は出ていませんが、来年の4月27日までが今の議員の任期で来年の4月に統一地方選挙なので、議会では議員定数と報酬について出来る限り結論を出そうとしています。議論の途中経過を載せることで、少しずつ見ていただき、議会だよりが議会について理解していただくための道具になればと思います。



中村：市民がこういうことをしたいというときは、議員に要望をあげて、議員が委員会で審議し、市長提案に含まれるのでしょうか。

高見：全てがそのようにうまく流れるわけではありません。どういう提案かによりますが、直接担当課に尋ねるだけで解決する物事もあるかもしれません。

中村：それがほとんどかもしれませんね。

高見：議員の個人的なものでは挙げることもできないことも出てきます。それをどうするかは、お話されたときに判断をされると思います。例えば、近所の柿の木の葉がうちに落ちて来るなどの個人的なことに介入していくことはないでしょうが、地域の問題としては起こる場合があります。小さなことかもしれませんが、大きな問題になる場合があります、それを解決することは難しいです。できることとできないことがあります、問い合わせをしてみないと分からないので、市役所や議員に尋ねることはあつてしかるべきだと思います。

吉岡：昔と違い、議員に頼って物事を解決しなくなってきていて、市の窓口で尋ねるのが一番早い方法だと思います。議員単独でものごとを解決するのは難しいと思います。

高見：なかなか難しいということですね。ただ、議員は地域から選ばれた人なので、議員は地域の状況を聞くのでお話をされることはあるかと思います。

森山：市民と議会の関係としては、市民が選挙で議員を選ぶことがまずあります。それ以外での市民と議員の関係はどうでしょうか。普段の生活やまちづくりの中で困ったときに、この委員会の中では自分たちのことは自分たちで解決していくことを野々市流にしたいという話が主流です。しかしそれだけでは解決できない時は、市役所の窓口へ行くのか、議員と話をするのか、どのような手段があるのかを理解した上で条例に盛り込みたいという思いがあります。すでにある条例でこのような手段を盛り込んでいるのであれば書く必要はないと思います。例えば請願の処理状況や議員からの議案が提出されていますが、どういった手順で行われているのでしょうか。

高見：請願は、地域の問題や団体からの要望を相談された議員が紹介議員になって議会へ提出される要望書です。そこには必ず紹介議員として名前が入り、判が押されています。それが議会に上がった場合、議案と同じような処理の仕方をする。先ほど、9月定例会の流れで市長からの提案説明があると言いましたが、これが行われたあとに最後に請願の説明をします。請願の紹介議員になった議員が登壇して請願を採択してくれるように協議を求めます。それを最終日に採決するかしないかが決められます。多いのは、請願は労働団体や、共産党系からの色々な要望は請願で出ることが多いです。弁護士団体から上がるのは、戦争をしない国にしてほしいということ、秘密保護法などです。TPPに関するものは農業団体から上がる人が多いです。議会議案の手順は、色々な党派があります。その党派の中から国会議員が国に上げているものを、県で上げてほしいとあげるものがあります。TPP

などもそうですが、党派ごとでニュアンスを変えながら出される場合があります。市町村でも国へ要望出してほしいとあり、県議会で作ったものの焼き直しを市町村であげてほしいということもありますが、それは議会議案になります。そして提出議員と賛成議員を決めて、初日に議会議案の発案で提案説明を行う流れになっています。

林：紹介議員のない場合の請願はあるのでしょうか。

高見：たくさんあります。それは要望書、陳情書になります。要望や陳情の取扱いは、位置が低くなります。責任を持つ議員がいないので議長預かりになります。こういう要望が地域から上がってきたということで議員へ配布します。意見書は議会意見になります。要望でも陳情でも、ものの重要性はあると思います。地域の中で上がってきたもので陳情ではなく、紹介議員をつけて請願にして改めて問い直しをする場合もあります。

森山：神谷先生からコメントはありますか。

神谷：質問があります。4ページの(2)本会議②審議の状況について、基本的に予算を伴うものは市長提案ですよね。例えば運動場を整備して欲しいなどという要望を市民が持っていたときに実現する方法としては、議員に意見を伝えて、次年度の予算に議員提案として組み込んでいただくか、市役所に言って組み込んでもらうかの2種類でしょうか。

高見：その2通りともあります。グラウンドを改修してほしいという検討は、教育委員会関連になるかと思います。予算に反映するかどうかは、担当課で判断して、委員会全体で結論を出します。ですから担当課、この場合は教育委員会に意見を言うという話になります。議員が意見を受けた場合は、議員が教育委員会に話を持って行く場合もあります。予算特別委員会の中で、地域の課題が出て来る場合もあります。今ある予算を審議する予算特別委員会の中で、地域からの意見は別の話になるので、本来すべき今年の予算の決定の中には現れてこないと思います。予算の決定の議論の中で地域の意見を言った場合は、担当課から議員に聞きにいったって処理されると思います。

神谷：議員提出の検証決議として請願の処理状況などがありますが、基本的に予算を伴うことは難しいということですが、こうしてほしいというものはどうしたらいいのでしょうか。

高見：4ページの②審議の状況の、議員提出の部分の説明をします。議員提出の条例とありますが、議員の委員会所属を複数所属にするということで、条例改正をしたから1になっています。意見書というのは、先ほど申し上げたように、他のところから来た意見書として取り上げたということです。決議はもしかするとテポドンのことではないかと思いますが、議員提出のものとして処理をしました。先進的な議会と比べると確かに議員提出のものは少ないです。自ら条例を作ったという事例はまだありません。ここまでやれるようになれば、本当は良いのですが難しいです。そうなると、議会と執行部が対極にいき、予算も否決し、議会が代わりの代案を出すことになるかもしれませんが、議会事務局は4人

なのでそのようなことにもなりません。

森山：私からも一つ質問があります。議会改革の現状について視察をしているということは、現在、野々市市議会は議会改革に取り組もうとしているということなのでしょうか。そうであるならば議会としての課題は何でしょうか。

高見：議会だより「ののいちもよう」の6ページの議会運営委員会のところを見て下さい。3年間で取り組んだ議会改革と書いてありますが、大きく言うと、今まで3常任委員会だったものを4つの常任委員会にしたことと、議員の委員会への複数所属にしたこと、小回りのきく委員会を8名という大人数にしたことで、議論をたくさんできるようにしようということでした。また、予算特別委員会は3月だけだったのが、6月、9月、12月といつでも開催し、補正予算が出る場合があります。防災というテーマで同報系無線をつけることが、東日本大震災のときにラッパで避難して下さいと言ったのが有効だったので野々市でも28カ所に無線を設置することが補正予算で出ましたが、それを審議するのも予算特別委員会を開いて行います。それから一般質問の一問一答方式です。議員は一つの質問に対して1から10まで言ったつもりで一つ抜けて9しか言っていない事を、相手は10言ったものだと思って答えるということがよくあります。そのようなことにならないように、1つの質問について必ず1つ答え、解決しなければ何度でも話を掘り下げられるのが一問一答方式です。時間は限られているので時間制限をします。全国の議会で一問一答は流行っており、よく見かけるようになりました。そして子ども議会の開催ですが、石川県では数カ所で行われていますが、野々市でも3年前から行っています。子供達に議会を意識してもらうことで、本当の議会と同じやり方で、一般質問をして議決をすることで、将来子供達が議会の場に立つこともあるかもしれないし、議会を理解してもらうきっかけになるということで始めました。これも大切なことだと思います。そして、議会防災講演会については、東日本大震災が起こった後すぐに議会がどうしてもやりたいということで、専門家の方を呼びました。それから議会だよりの発行をしました。以上が取り組んだ議会改革です。平成21年から取り組んできましたが、それ以前も議会改革について視察に行っただけですが、身になりませんでした。今ではこのように変わったのは議員の意識が変わったからだだと思います。住民の意識も変わったので議員の意識も変わったと思います。これからはもっと議会への監視の目も厳しくなると思いますが、議員も変わって来ると思います。今は途中経過なので見ていただければと思います。

森山：今現在、議会に関して課題はありますか。

高見：その年でいくつもの課題を解決できないので、毎年テーマを決めて取り組んでいます。今年は議員定数と報酬が課題です。

森山：例えば、議会だよりは市民に議会のことを理解してもらうために作ったと思いますが、

子供達に議会について知ってもらうために子ども議会を行い、議会の運営自体を効率的にするために定数や複数所属について取り組んでいるということですね。

小堀：問題が起こった時に、私たちにできる選択肢は、議員に相談したり、市の担当者に問い合わせることでした。市の担当者をお願いに行ったときに、意見書や要望書になってしまうのか、団体として署名を集めて持って行った方がいいのでしょうか。

森山：より議会に意見が通りやすくするにはどうしたらいいかということですね。

吉岡：市民が意見を言っても受け取ってもらえないですが、市の担当者へ行く場合は、町内会長名で要望書を書いたりすることが通常の形になるのかと思いました。

森山：自分たちがこうしたいと思ったことについては、口にするだけでなく、形にするための前準備が必要ですよ。

小松：一人の思う事を皆が思うかということはありませんね。町内の皆が思う重要なことで一緒に動いて行こうということならば、町内会長の名前で書くことになると思います。

森山：公平公正かが判断できることが重要ですね。えこひいきではなく皆のためになるということがわかることが重要です。意見を言うための決められた手順は知っておいていいと思いますが、基本的にまちづくり基本条例に関しては、今まで議論してきた中でどう議会を位置づけるかの勉強会です。今日聞いた話をもとにして、野々市であるべき議会の姿、議会と行政と市民の関係を描けるかどうかを今後私たちが考えていきましょう。今日はお忙しい中ありがとうございました。

#### 4. 条例案に対して議論したいテーマを出す

森山：現在、条例案に対して、藤田さん、小竹さん、林さん、山岸さんから意見が提出されています。議論してほしい項目を出してほしいのです。意見を書いてきた人は各グループで発表して下さい。最終的にどうまとめてほしいかという、「これについて議論したい」という議論のテーマを出して欲しいです。例えば小竹さんの意見からは「まちづくりと市政の違いについて議論したい」などです。この議論を決めれば条文が決めやすくなること、ここをこう変えたいというのはその背景に考えがあるはずなので、議論をして決めたいテーマ、論点を出しましょう。

〈各グループで議論〉

森山：各グループ15分間の議論で出されたものだけで良いので、議案の提案をお願いします。最後までいなくても先に共有しましょう。今後はたくさんの議題があっても、人数が少ないので、担当を決めて議論して結論を出しましょう。発表をお願いします。

山岸：条文が少なくなってきましたが、まだ条例をできるだけシンプルにしたいと思いましたが。他の自治体条例を見ても住民投票について載っています。住民投票は、今までは米

軍基地やダム建設、産廃施設に関する事など大きい事を決めるときに作って出されています。野々市で住民投票が必要になったときに条例を作れば良いと思いました。この条例で市民に住民投票のように縛ったものを規定しないこと、他の自治体にあるものを入れないうことが逆に野々市らしいと思いました。

小堀：補足ですが、条例をシンプルにしたいという皆さんの意見が一致しましたが、あれば良い、あれば便利という考えは捨てないとシンプルにならないと気づきました。

森山：住民投票の条項が要らないのではないかということについて決めるということですね。

山岸：住民投票自体は重要なのですが、条例の中で定めるのではなく、別に定めるということであれば住民投票についての記述は必要ないということです。

森山：今の時点でどう思いますか。賛成の人は1番、議論した方がよいと思う人は2番の札を挙げて下さい。1番だけだったので、住民投票を記述しないことを議決しましょう。

小竹：1つ目は、「まちづくり」と「市政」ということばが条例の中でいくつか出てきますが、場所によっては、矛盾を感じる場所があり、読んだ人にどう受け取られるかがわかりにくいので、言葉の使い分けを含めてしっかりしたいと思いました。次に、前回もお話しましたが、「地域活動」と「市民活動」が出てきて、それぞれの言葉を定義するか言葉の整理をしたいです。3つ目は、第3章は自発的な活動ということですが、受け身的な文章があります。例えば、市民提案型協働事業などが始まりましたが、自分で何かをやろうとしている状態に対して、この条例がどう後押しするのかがあるべきだと思いました。

森山：ありがとうございます。これは大事ですね。次の発表をお願いします。

中村：前文の中に、野々市市の市民憲章があり、自発心、連帯感、創造力というのもキーワードとして入っています。これは、市民憲章、まちづくり基本条例、市民協働の3本柱の意味の位置関係、気持ちをうまく説明できるようにしたらいいと思います。主語が多いので、何を主語にして条例を作るといいかと思い、市民や議会や行政などが出てきますが、ざっくりと集められるのかなと思いました。協働の意味など、同じような言葉が違った意味で出て来るので統一した方がいいと思いました。

森山：ありがとうございました。次の発表をお願いします。案ではなく、これについて議論したいというテーマを出して下さい。

林：第4条の基本理念の本文中の中身の整理をしたいです。そして、第9条の行政の役割と責務について、シンプルにするために議論したいです。第13条の中の、人材育成について、条文の整理をできたらいいなという3つです。

森山：たくさんの議題が出ましたが、どれも議論しなければならないものなので頑張りましょう。議題を割り振りして結論を出す方法を取りたいのですが、どのタイミングで市長に提言しますか。今の状態と、議論している途中のものを一度議会か市長に報告しなくて良い

でしょうか。進みすぎて手戻りにならないでしょうか。

小堀：条項として盛り込んでいることを箇条書きにするのはどうでしょうか。

森山：調整をすることは、議論が進んでいることを言って、手戻りにならないければそのまま進めることができますよね。

小堀：一言一句提示したときに、細かいところを指摘されたら直す方法もありますよね。

小松：まず、議会や市長に現状を提案した際に、こういう条例にされては困ると言われることがあるのか、聞いてくれるのかどうかということです。一生懸命やっけていてだめだしされても良くないです。見せる際に5割で見せるか8割で見せるかで全然違ってきます。

金場：条例に盛り込む項目だけを示して、市長や議会におおまかな部分しか理解してもらえないと思います。最終的には行政側である市長が提案して議会で議決して初めて成り立つものなので、議会側にも条文を含めた形を見てもらった方がいいと思います。

森山：あまり進みすぎてから、議会や市長から忠告が入るよりは、どこかのタイミングで会長から現時点の進捗報告をしていただいくといいと思います。

中村：相談でもいいのですよね。

森山：そうですね。

藤田：公式に報告をするのか、非公式で報告したことを皆さんに伝えるのかは重要な問題です。

森山：提言だというと中身を見せるように言われるかもしれませんね。

藤田：議事録に残っているので、一つ一つの発言は重要です。これをベースに議会では同じことが行われます。それだけ5万何人の市民に、こういうことをしたと言えるポジションがこの委員会の皆さんです。次の世代を含めて、こうして下さいとお願いをする条例でしょうから、私たちの自己満足ではないと思います。

森山：議会は良いですが、市長から委嘱状をもらっています。

藤田：行政から依頼されているという形です。

森山：市長に対して、私たちは条例を作る責任があります。

金場：議会に対しては相談、市長に対しては提言か中間報告かをまとめませんか。

森山：その中身をどこまで入れるかをまとめませんか。ここまでならばぶれない、議論の焦点を市長に報告しませんか。

小堀：方法論として、代表者として会長さんが市長に報告する方法もあるし、例えば中間発表で意見交換する方法もあると思います。

藤田：市長がここへ来て話を聞いても中間報告にはならないと思います。報告はざっくりばらんな意見交換では市長には来ていただけないし、市長の意見が入ることで、みんなで作ったものが作ったものでなくなると思うので、よく考えた方がいいと思います。

森山：章立てと、章の内容と、現在議論中の項目をまとめて、市長に報告するものを作りまし

よう。条例の作成を急ぎすぎて、議会への根回しがおざなりになると、あとから大変です。

せっかく議論が深まってきたし、5月からの2ヶ月遅れなので、状況説明も必要です。

藤田：市長に状況説明をして帰って来るだけなのであれば、状況説明は必要ないです。

小堀：そうすると、状況説明は必要ないということでしょうか。

藤田：この条例を作るという計画が市長の手元にいつています。計画通りに進んでいないのは私たちの一つの失態なので報告する必要があると思います。

森山：市長に提言しようというところがまとまらないまま、これまで12回会議を行いました。

進捗状況として、私たちが外に見せても大丈夫な提言書を作った方がいいと思います。

藤田：皆さんが納得して理解した上で持って行くことが必要です。

森山：今日出した議題は議論中ということにしましょう。章立てを整えましょうか。

小松：指針は簡単な言葉ですが、重みがあるものだと思います。条例案にある前文も含めて全体の雰囲気を見せられることも良いと思います。

藤田：私が今言っていることは、これは私も市長も情で受ける話ではないということです。市長として聞く立場で来られるなら、私たちは提言する同等の立場で話さなければならないという考えが私にはあります。そこはしっかりとしておく必要があります。皆さんの総意ならば市長は聞いてくれると思います。

森山：これは大事なところなので、2週間空けずに、事務局と会長で提言書を作りましょう。

藤田：その結果の提言書を皆さんにも理解してもらう必要があります。答えが返ってこなければそのまま進行するという理解も得て欲しいです。

森山：そうですね。市長向けの提言書を会長預かりにもらうことを合意いただきたいです。

藤田：ニセコ町のように分厚い条例になっては面白くないです。皆さんの知恵が集まっているので、相手に私たちの想いを伝える必要があります。

森山：会議とは別に集まりを作ることにして、会長と事務局の都合で日程を決めます。

## 5. 閉会

藤田：皆さんありがとうございました。今日は議会事務局の高見局長にお話をいただきました。

行政で言うと部長職に当たる方で、お答えをいただきました。議会で一瞬頼りないと思う事もあるかもしれませんが、それは先の選挙できちんと市民として人を選んでいないということです。手を挙げた人が全員議員になったら、そういう人の講釈を聞いても意味がなく、もっと勉強した議員が良いというのが本音で、私たち市民は議員を支えるポジションです。私たちも市長にこれだけのことをしてほしいと思って気持ちを市長に伝えに行く必要があります。これだけ時間をいただいてやったことですが、時間がないです。皆さんの思いがたくさんあるのはよくわかります。今の話で頭の中を条例づくりで切り替え

ていただきたいと思います。町内会のコミュニケーションやコミュニティが崩れている地区があるという話を聞きましたが、野々市は色々なところから移住してきた人も多いけれど、コミュニティが存在している気がします。だからまちを作ろうとされているのだと思います。以前の町が嫌で外から来た人が新しいコミュニティを作ろうとされているのが人間のコミュニティを作る力だと思います。

栗山：次回の会議は8月4日月曜日です。配布させていただきました、黄色い紙ですが27日曜日に提案型協働事業で5件の応募があり、二次審査として公開プレゼンテーションがありますので、お越しいただけたらと思います。余力があれば来年チャレンジしていただきたいです。お誘い合わせの上ご参加下さい。